

広島市規則第 4 3 号

令和 7 年 3 月 3 1 日

広島市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市会計規則の一部を改正する規則

広島市会計規則（昭和 4 3 年広島市規則第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条第 2 項第 2 3 号中「こども誰でも通園制度試行的事業利用料」を「乳児等通園支援事業利用料」に改める。

第 1 9 条第 2 項第 2 5 号中「こども誰でも通園制度試行的事業利用料（」を「乳児等通園支援事業利用料（これらの収入金のうち、保育料及び保育園等副食費にあつては口座振替の方法により納付されるもの（納入義務者から領収証書の交付を要しない旨の申出のあつたものに限る。）及び指定納付受託者から納付されるもの）に限り、その他の収入金にあつては」に改め、同項に次の 2 3 号を加える。

(59) 震災、風水害その他これらに類する災害に被災したことの証明に係る手数料（指定納付受託者から納付されるものに限る。）

(60) 食品衛生法（昭和 2 2 年法律第 2 3 3 号）及び食品衛生法施行令（昭和 2 8 年政令第 2 2 9 号）の規定に基づく許可の申請に対する審査に係る手数料（指定納付受託者から納付されるものに限る。）

(61) 温泉法（昭和 2 3 年法律第 1 2 5 号）の規定に基づく温泉の利用の

許可の申請又は温泉の利用の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査に係る手数料（指定納付受託者から納付されるものに限る。）

(62) 旅館業法（昭和２３年法律第１３８号）の規定に基づく旅館業の許可の申請又は旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査に係る手数料（指定納付受託者から納付されるものに限る。）

(63) 興行場法（昭和２３年法律第１３７号）の規定に基づく興行場の営業の許可の申請に対する審査に係る手数料（指定納付受託者から納付されるものに限る。）

(64) 公衆浴場法（昭和２３年法律第１３９号）の規定に基づく浴場業の許可の申請に対する審査に係る手数料（指定納付受託者から納付されるものに限る。）

(65) 理容師法（昭和２２年法律第２３４号）の規定に基づく理容所の検査又は美容師法（昭和３２年法律第１６３号）の規定に基づく美容所の検査に係る手数料（指定納付受託者から納付されるものに限る。）

(66) クリーニング業法（昭和２５年法律第２０７号）の規定に基づくクリーニング所の検査に係る手数料（指定納付受託者から納付されるものに限る。）

(67) 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成１１年広島県条例第３４号。以下「特例条例」という。）の規定に基づく建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和４５年法律第２０号）に規定する建築物清掃業者、建築物空気環境測定業者、建築物空気調和用ダクト清掃業者、建築物飲料水水質検査業者、建築物飲料水貯水槽清掃業者、建築物排水管清掃業者、建築物ねずみ昆虫等防除業者若

しくは建築物環境衛生総合管理業者の登録又は当該登録に係る証明書を発行したことの証明に係る手数料（指定納付受託者から納付されるものに限る。）

(68) 化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）に規定する死亡獣畜取扱場、化製場若しくは同法第8条に規定する施設の設置の許可の申請又は動物の飼養若しくは収容の許可の申請に対する審査に係る手数料（指定納付受託者から納付されるものに限る。）

(69) 医療法（昭和23年法律第205号）の規定に基づく病院、診療所又は助産所の開設の許可に係る手数料（指定納付受託者から納付されるものに限る。）

(70) 医療法の規定に基づく病院、診療所又は助産所の検査に係る手数料（指定納付受託者から納付されるものに限る。）

(71) 臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）の規定に基づく衛生検査所の登録に係る手数料（指定納付受託者から納付されるものに限る。）

(72) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）に規定する薬局の開設、店舗販売業、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業又は特例条例の規定に基づく医薬品医療機器等法に規定する卸売販売業の許可の申請に対する審査に係る手数料（指定納付受託者から納付されるものに限る。）

(73) 医薬品医療機器等法に規定する薬局の開設、薬局製造販売医薬品の製造販売業、薬局製造販売医薬品の製造業、店舗販売業、高度管理医

療機器等の販売業若しくは貸与業又は特例条例の規定に基づく医薬品
医療機器等法に規定する卸売販売業の許可の更新の申請に対する審査
に係る手数料（指定納付受託者から納付されるものに限る。）

- (74) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号）に規定する薬局の開設、薬局製造販売医薬品の製造販売業、薬局製造販売医薬品の製造業、店舗販売業、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業又は特例条例の規定に基づく同令に規定する卸売販売業の許可証の再交付に係る手数料（指定納付受託者から納付されるものに限る。）

- (75) 特例条例の規定に基づく毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に規定する毒物若しくは劇物の製造業若しくは輸入業又は同法の規定に基づく毒物若しくは劇物の販売業の登録の申請に対する審査に係る手数料（指定納付受託者から納付されるものに限る。）

- (76) 特例条例の規定に基づく毒物及び劇物取締法に規定する毒物若しくは劇物の製造業若しくは輸入業又は同法の規定に基づく毒物若しくは劇物の販売業の登録の更新の申請に対する審査に係る手数料（指定納付受託者から納付されるものに限る。）

- (77) 特例条例の規定に基づく毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号）に規定する毒物若しくは劇物の製造業若しくは輸入業又は同令の規定に基づく毒物若しくは劇物の販売業の登録票の再交付に係る手数料（指定納付受託者から納付されるものに限る。）

- (78) 特例条例の規定に基づく麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）に規定する麻薬小売業者の免許の申請に対する審査に係る

手数料（指定納付受託者から納付されるものに限る。）

(79) 特例条例の規定に基づく麻薬及び向精神薬取締法に規定する麻薬小売業者の免許証の再交付に係る手数料（指定納付受託者から納付されるものに限る。）

(80) 管理医療機器の販売業又は貸与業の届出に関する証明その他薬事衛生に関する証明に係る手数料（指定納付受託者から納付されるものに限る。）

(81) 焼骨の埋蔵若しくは収蔵に関する証明又は死亡及び火葬に関する証明に係る手数料（指定納付受託者から納付されるものに限る。）

第 6 5 条に次の 2 号を加える。

(4) 指定納付受託者から納付される収入金の取扱いに係る手数料 当該収入金

(5) 競輪場外における車券の発売に要する経費 当該車券の発売金

第 1 0 0 条第 2 項中「5 年間」の右に「（会計管理者が定める帳簿及び証拠書類にあつては、会計管理者が定める期間）」を加える。

別表第 1 企画総務局の項中「情報システム課」を「デジタル行政推進室、システム基盤課」に改め、同表環境局の項中

「

施設部	施設課、工務課	施設課長
	埋立地整備管理課	埋立地整備管理課長
	中工場	中工場長
	安佐南工場	安佐南工場長
	安佐北工場	安佐北工場長

を
」

環境施設部	施設調整担当課長
中工場	中工場長
安佐南工場	安佐南工場長
安佐北工場	安佐北工場長
恵下埋立地管理事務所	恵下埋立地管理事務所長

に改め、

同表経済観光局の項中

商業振興課	商業振興課長
ものづくり支援課	ものづくり支援課長
産業立地推進課	産業立地推進課長

を

地域産業振興課	地域産業振興課長
中小企業支援課	中小企業支援課長
企業誘致・創業推進課	企業誘致・創業推進課長

に改め、同表都市

整備局の項中

スタジアム建設部	スタジアム調整担当課長
----------	-------------

を削る。

別表第3の(1)の表環境局の項中

施設部施設課	課長	を	環境施設部	施設調整担当	に、「工務課」
--------	----	---	-------	--------	---------

	課長
--	----

を「環境施設部」に改め、

施設部埋立地 整備管理課	課長	(1) 入札保証金の出納	を
-----------------	----	--------------	---

削り、同表経済観光局の項中「産業振興部産業立地推進課」を「産業振興部中小企業支援課」に改め、同表都市整備局の項中

スタジアム建 設部	スタ ジア ム調 整担 当課 長	(1) 入札保証金の出納 (2) 契約保証金の出納 (3) 寄附金の収納	を
--------------	---------------------------------	--	---

指導部建築指 導課	課長	(1) 広島市証明等手数料条例第2条に規定する手数料（指導部の所掌事務に係るものに限る。）の収納 (2) 広島市都市計画関係手数料条例（平成12年広島市条例第24号）第2条に規定する手数料（指導部の所掌事務に係るものに限る。）の収納	に
--------------	----	---	---

改め、「（平成１２年広島市条例第２４号）」を削り、同表玖谷埋立地管理事務所の項を削り、同表環境局安佐北工場の項の次に次のように加える。

恵下埋立地管理事務所	所長	(1) 広島県産業廃棄物埋立税条例（平成１４年 広島県条例第２６号）第８条第３項に規定する産業廃棄物埋立税の収納 (2) 固形状一般廃棄物埋立処分手数料の収納
------------	----	---

附 則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。